

# 千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括業務事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費電力の削減と環境負荷の軽減のため、市内に設置されている防犯街灯(町内自治会等が所有するLED灯、水銀灯及び蛍光灯(以下、「水銀灯等」という。))、千葉市防犯街灯LED化事業において、市との賃貸借等に関する契約に基づき設置されたLED灯(以下、「リース灯具」という。))、市が所有するLED灯(以下、「市設置LED灯」という。))を一括してLED灯10VAまでの灯具へ更新等を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯街灯 夜間の防犯及び歩行者の安全な通行を図ることを目的とし、道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路、その他区長が認めた道路をいう。)の照明のため、電柱若しくは電話柱又は専用の独立鋼管ポール(以下「電柱等」という。)に取り付けた照明灯をいう。
- (2) 町内自治会等 千葉市各区町内自治会連絡協議会に結成の届出をした団体(千葉市各区町内自治会連絡協議会設立以前に千葉市町内自治会連絡協議会に結成の届出をした団体を含む。)及び区長が認めた地域住民等の団体をいう。

(更新の対象)

第3条 この要綱に基づく更新対象は、次の各号に掲げる防犯街灯とする。

- (1) 令和7年度において、千葉市防犯街灯補助金交付要綱(令和6年4月1日施行)に基づく管理費補助の対象としている防犯街灯
- (2) 平成29年度から令和8年度まで千葉市防犯街灯LED化事業の対象となっているリース灯具
- (3) 前2号に掲げるもののほか、現に町内自治会等が所有しているLED灯、水銀灯等のうち、LED灯10VAまでの灯具への更新(以下「更新」という。)が予算の範囲内において特に必要と認められるもの
- (4) 令和7年度末時点で設置されている市設置LED灯

(更新の申込み等)

第4条 前条に定める更新の対象となる灯具については、これらを所有(ただし、リース灯具を除く。)する町内自治会等から申込みがあったものについてのみ、更新を行うものとする(ただし、市設置LED灯を除く。)

- 2 更新の申込みをする場合においては、当該町内自治会等は、更新に伴い電柱等から取り外したLED灯、水銀灯等の灯具及びアーム等の付属物一式を廃棄処分することについて同意するものとする。
- 3 更新の申込みをしようとするときは、当該町内自治会等は、市長が定める期

日までに、LED防犯街灯更新等包括業務事業申込書（様式第1号）、その他市長が必要と認める書類を市長に提出するものとする。

4 町内自治会等は、次の各号に掲げる条件に適合しないLED灯、水銀灯等について更新の申込みをすることができない。

(1) 独立鋼管ポールにLED灯、水銀灯等が設置されている場合においては、当該独立鋼管ポールが、更新のための工事を行うことが可能な状態であること。

(2) 私有地にLED灯、水銀灯等が設置されている場合においては、更新について当該土地の所有者の同意を得ていること。

(3) 町内自治会等がLED灯、水銀灯等の所有者であること（ただし、リース灯具を除く。）。ただし、LED灯、水銀灯等の所有者が当該町内自治会等の構成員である会員であり、かつ所有団体が更新の申込みに同意する場合は、この限りでない。

（審査）

第5条 市長は、更新の申込みがあったときは、これを審査し、適当と認めたものについて更新を行う。

2 市長は、前項の審査により更新が適当でないとしたものについては、その内容を当該更新の申込みをした町内自治会等に通知するものとする。

（委託契約等）

第6条 市長は、前条第1項の規定により適当と認めたもの及び市設置LED灯について、LED灯の更新、維持管理等に関する委託契約を入札により決定した事業者と締結する。

2 前項に定める契約に要する費用は、全て市が負担するものとする。

3 本事業により設置するLED灯は、入力容量10VAまでのものとし、その他の仕様は別途市長が定める。

（町内自治会等の遵守事項）

第7条 町内自治会等は、前条第1項に定める契約に基づき設置されたLED灯（市設置LED灯を除く。以下「更新LED灯」という。）について、異常がないか見守りをし、異常を発見した際は速やかに市に連絡するものとする。

2 町内自治会等は、次条に定めるところにより市長が認めた場合を除き、更新LED灯について現状の変更、処分等を行わないものとする。

3 町内自治会等は、更新LED灯について、自ら修理しないものとする。又、第三者をして修理させないものとする。

4 町内自治会等は、更新LED灯の使用に伴う電気料金を支払うものとする。

5 市長は、前項の規定に従い町内自治会等が支払った電気料金への補助については、千葉県防犯街灯補助金交付要綱にて定めるものとする。

（設置箇所等の変更等）

第8条 町内自治会等は、やむを得ない事情により更新LED灯の設置箇所等を変更する場合は、LED防犯街灯更新等包括業務事業変更届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 町内自治会等は、やむを得ない事情により更新LED灯の使用を停止する場合は、LED防犯街灯更新等包括業務事業使用停止届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（補足）

第9条 更新LED灯の委託契約期間満了後の取扱いについては、本事業実施期間中に検討することとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（附則）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(あて先) 千葉市長

## LED防犯街灯更新等包括業務事業申込書

千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括業務事業実施要綱第4条第3項の規定により、次のとおり申し込むとともに本紙に記載された同意内容について同意します。

(申込者) 団体名 代表者職・氏名 代表者住所 代表者連絡先	(※)				
	- - @				
(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。					
対 象	種 類			共架灯	独立灯
	町内自治会等が設置した防犯街灯	LED灯	10W	灯	灯
			20W	灯	灯
			40W	灯	灯
		水銀灯	100W	灯	灯
		蛍光灯	40W	灯	灯
		その他商店街から移管された防犯街灯	W	灯	灯
		基準外灯具(LED)	20W以上	灯	灯
賃借LED灯		20W	灯	灯	
添 付 書	<input type="checkbox"/> 4月分の電気料金集約分内訳表(写)(※) <input type="checkbox"/> 防犯街灯所在図 (※) 内訳表に記載のない灯具を申し込む場合には、灯具を所有若しくは維持管理していることがわかる資料を添付してください。 (注) 必要に応じ、過去の内訳表など、上記以外の書類を提出いただくことがあります				

(同意内容)

- 申込者は、既存の防犯街灯及びアーム等の付属物一式(独立鋼管ポールにおけるポール部分を除く)について、LED灯10W灯具への交換に伴い所有権を放棄するものとする(既存の防犯街灯等の処分は市が行う)。ただし、やむを得ない事情により防犯街灯の付属物を市が廃棄しなかった場合の当該付属物についてはこの限りでない。
- 申込者は、本事業により設置された灯具部分以外に修理(移設を含む)が必要となった際には、自己の責任において修理を行うものとする(修理費への補助については千葉市防犯街灯補助金交付要綱の規定による)。
- 事業者による現地調査及び工事(メンテナンスを含む)、並びに電力会社への手続き等、本事業の実施に必要な範囲において、市は得た情報を関係事業者へ提供し、関係事業者はその情報を使用するものとする。
- 令和7年度千葉市防犯街灯補助金交付要綱における管理費補助の対象となっていない防犯街灯については、設置状況及び予算上対応可能な場合に限り、更新対象とする。
- 申込者は、その他千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括業務事業実施要綱の規定を遵守するものとする。

(あて先) 千葉市長

## LED 防犯街灯更新等包括業務事業変更届

千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括業務事業実施要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

( 申 込 者 ) 団 体 名 代 表 者 氏 名 代 表 者 住 所 代 表 者 連 絡 先	(※)		
	- - @ (※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。		
変 更 内 容	管理プレート 番 号	変更前	変更後
	<input type="checkbox"/> 設置箇所		
	<input type="checkbox"/> 所有者 (使用者)		
<input type="checkbox"/> その他			
変 更 日	年 月 日		
変 更 理 由			
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 防犯街灯所在図 <input type="checkbox"/> その他		

※「管理プレート番号」欄は、LED防犯街灯更新事業により電柱等に設置されたプレートに記載された番号を記入してください。

(あて先) 千葉市長

## LED防犯街灯更新等包括業務事業使用停止届

千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括業務事業実施要綱第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

(申込者) 団体名 代表者氏名 代表者住所 代表者連絡先	(※)	
	(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。	
使用を停止する防犯街灯	対象灯数	管理プレート番号
	灯	
使用停止日	年	月 日
停止理由		
添付書類	<input type="checkbox"/> 防犯街灯所在図 <input type="checkbox"/> その他	

※「管理プレート番号」欄は、LED防犯街灯更新事業により電柱等に設置されたプレートに記載された番号を記入してください。